

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 25 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2017

課題番号：25360042

研究課題名(和文) 男女共同参画社会への社会変容に関する国際比較研究

研究課題名(英文) Comparative Studies on Social Change towards Gender-Equal Society

研究代表者

三枝 麻由美 (Saegusa, Mayumi)

名古屋大学・男女共同参画センター・准教授

研究者番号：10359664

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：ジェンダー平等を推進する手法として、近年、多くの国では、ポジティブ・アクション(積極的差別是正措置)またはジェンダー主流化を採用している。フランスはポジティブ・アクションを積極的に採用し、スウェーデンはジェンダー主流化を積極的に採用している。過去10年間のジェンダー平等の進み具合を比較すると、フランスが大きく進展しているのに対し、スウェーデンは停滞している。日本は、ポジティブ・アクションとジェンダー主流化の両方を志向しているものの、その導入方法が努力義務などの緩いものが多いために、変化のスピードが遅い。

研究成果の概要(英文)：This research compares three countries. They are Sweden, France, and Japan. Sweden, one of the most gender equal countries, has adopted gender mainstreaming. By weakening the national machinery, Sweden has incorporated gender equality agenda in all policies at all levels. However, everyone's responsibility becomes no one's responsibility, so that Sweden experiences setbacks in gender equality in the last decade. France has introduced strict positive action measures. Traditionally, quotas were not welcomed and viewed as contrary to the French idea of equality. A revision of the Constitution was thus needed to adopt gender quotas. Positive action measures have been reinforced since the victory of the left in 2012. Japan, lagging behind in the gender equality race, introduced soft quota approaches which have no penalty. This soft approaches contribute to the slow speed of change in gender equality in Japan

研究分野：社会学

キーワード：男女共同参画 ジェンダー 社会学 国際比較

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本の男女共同参画社会への歩み

日本では、男女共同参画基本法が1999年に施行され、2001年に内閣府に男女共同参画局が設置された。それ以降、男女共同参画関連に毎年多くの予算が費やされ、全国の市町村には男女共同参画部署が設けられている。この流れに乗り、国立大学を中心に多くの大学でも男女共同参画室を設けて、(特に理系の)女性研究者および学生を増やすことを目標に掲げている。日本政府が男女共同参画社会を推進する理由として、国連の女子差別撤廃条約の締結国として女性に対する様々な差別を撤廃する義務を負っていることがまずあげられる。日本は同条約を1985年に締結したにも関わらず、今日に至るまで世界的に見ても女性の社会進出が非常に遅れた国とされる。さらに、もっと喫緊の問題として、少子高齢化で不足する労働力人口を補うために、女性の労働力に期待せざるをえないという経済的理由がある。

(2) 男女平等がもっとも進んだ国、スウェーデン

男女平等が最も進んだ国と言われるスウェーデンをみると、現在の日本と同じように、労働力不足から女性の労働力を期待したことが直接の理由となり、1970年代にもっぱら政府主導により男女平等社会へと転じていった。スウェーデンが成功した要因として、強い労働組合を支持母体とする社会民主党の長期政権により平等を普遍的価値とする変革が長期的かつ総合的に行われたこと、社会政策という概念で福祉や労働政策、税制度、家族制度などが結びつけて考えられ、課税の対象を世帯単位ではなく個人単位に変えたこと、年齢や雇用形態に関係なく同一職種同一賃金を採用したこと、政策転換を促した女性たちの運動が存在したこと等が指摘される。

(3) 男女共同参画政策を近年積極的に推進する国、フランス

フランスはヨーロッパの中では男女平等が比較的遅れた国であったが、1990年代以降に男女平等を促進する政策を次々に打ち出している。1999年に憲法改正を行い、パリテと呼ばれる男女の立候補の機会均等を促す法律が導入された。2012年5月に発足した内閣は通称「パリテ内閣」とも呼ばれ、34人中17人の女性閣僚が占め、同時に女性の権利省も誕生している。また、フランスでは出生率低下を受けて、家族政策や両立支援政策の充実化に近年着手した結果、出生率が大幅に向上させている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、男女共同参画社会への社会変容に至る制度・社会的過程と男女平等に関する社会的な風土や合意形成について、国

際比較を行うことである。男女共同参画社会の実現を男女間での「機会の平等」だけでなく「結果の平等」と捉えると、法・制度改革をトップダウンに行うだけでは不十分で、結果の平等を良しとする社会的な風土や合意形成が必要である。男女共同参画社会にもっとも近い国であるスウェーデン、近年、男女共同参画政策を積極的に導入しているフランス、および我が国を比較することにより、21世紀の日本社会が男女共同参画社会へと変容を遂げるための課題、方法、問題点を分析し、さらには男女共同参画を事例として日本の社会変容のメカニズムを提示する。本研究の特徴は、男女共同参画に関して法や政策分析を超えて、社会学的な分析を行う点と、文献や二次資料に依存するのではなく、現地で収集した一次資料や関係各機関へのインタビュー調査により、より精緻な分析を行うことである。

3. 研究の方法

研究方法は、スウェーデン、フランス、日本における男女共同参画社会への社会変容を包括的に理解するために、複数の調査方法から推論の蓋然性を高めていく。具体的には、既存研究調査、調査・統計資料および新聞や雑誌記事等の一次資料調査、現地における関係各機関、ステークホルダーへのインタビュー調査の3つである。とはまず日本で入手可能なものについてリサーチし、スウェーデン、フランス、日本の制度について歴史や概要を把握した。その後、平成25~29年にスウェーデンおよびフランスをほぼ毎年訪問し、現地においてこのデータ収集およびインタビュー調査を行った。インタビュー調査は、男女共同参画社会の制度設計を担当した行政機関、政党、女性団体やNGO、研究者を対象に行った。

4. 研究成果

(1) 1990年代半ばから、ジェンダー・ポリティクスにおけるパラダイム・シフトが起きている。冷戦以後、グローバル社会化が進展していく過程で、国連の多くの会議において(世界人権会議(1993年、ウィーン)、国際人口開発会議(1994年、カイロ)、第4回世界女性会議(1995年、北京))ジェンダー平等が重要なキーワードになっている。また、EU統合もヨーロッパにおけるジェンダー平等の標準化に寄与している。ジェンダー平等がグローバルな概念になる中で、ジェンダー平等は人権問題から、持続可能な経済問題にシフトしている。世界経済フォーラムというグローバル企業が集まったNPOにおいて、ジェンダー間の格差を表すジェンダー・ギャップ指数が、2006年より毎年公表されるようになった。また、これまでの機会均等的なアプローチではなく、より結果を重視した実質的平

等のアプローチにシフトしている。ジェンダーの実質的平等を推し進める新たな手法として、ポジティブ・アクションおよびジェンダー主流化が生み出されている。ポジティブ・アクションとは、罰則を伴わない数値目標の設定といった緩いクォータ (soft quota) から、罰則規定を設けた数値割り当ての設定といった厳しいクォータ (strict quota) まで、その導入レベルが異なる。他方、ジェンダー主流化は、北京で1995年に開催された第4回世界女性会議にて取り上げられた政策で、「あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的・効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー (社会的・文化的性差) に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である」(北京宣言19)。

- (2) 男女平等がもっとも進んだ国であるスウェーデンでは、「男性稼ぎ主 & 主婦モデル」から「共働きモデル」に現在は完全にシフトしている。このシフトを推進したものと、イデオロギーのシフト (個別税制、1972年) および福祉サービスの拡大 (保育・介護の社会化) である。男女ともに過半数がフルタイム就労者である。女性が働くことは当たり前になっているが、多くの女性は公共部門とケア部門 (教育、介護、看護) で働いており、子供、病院、老人のケアは女性が担っており、旧来のジェンダー秩序は保たれたままである。State Feminism と呼ばれるように、政治への女性の進出が非常に高く、特に1970年代から80年代に女性議員が大幅に増えた。女性運動も活発であるが、ラディカル・フェミニズムではなく、法制度の改革を志向する改良的運動が盛んで、また、結果の平等を重視する社会主義フェミニズムも重要である。
- (3) スウェーデンのジェンダー平等を推進した要因に、次のものが指摘できる。労働力不足による女性の就労支援、手厚い育児休暇制度と保育の社会化、1980年~90年代のポジティブ・アクション施策 (平等法により、自治体の行政職員の40%は女性、ジェンダー平等オンブズマン、政党による自主的なクォータ制の導入) イデオロギーの変容 (共働きモデルへの完全なシフト) 女性運動 (政党の女性支部) 国家フェミニズム (女性の政治への積極的参加) ジェンダー学部、女性政策の拠点化 (ジェンダー平等担当大臣、ジェンダー平等部局、ジェンダー平等オンブズマン) 社会民主党政権、選挙制度 (比

例代表制、政治と市民社会の近さ)

- (4) スウェーデンとは対照的に、フランスは長らく、ヨーロッパの中ではジェンダー平等後進国であった。しかしながら、1990年代初め頃から、欧州連合の流れのなかで、フランスにおける女性議員の割合が突出して低いだけでなく、1944年にフランスで女性が参政権を得た時代から、女性議員割合がほとんど増えていない現状が露呈された。このことを契機に、女性運動家を中心に、市町村議会に25%のクォータ制が導入された。しかしながら、政治へのクォータ制の導入が、普遍主義や法の前の平等原則に違憲であるとの判決に至った。女性運動家たちは、憲法を変えて、パリテという男女同数制の概念の導入を目指し成功した。
- (5) フランスではパリテというポジティブ・アクションの手法を取ることで、近年、大幅にジェンダー格差を是正している。一方、スウェーデンはジェンダー主流化の手法をとり、近年、ジェンダー平等は停滞している。日本はジェンダー主流化に加え、ポジティブ・アクションでも拘束力が伴わないソフト・クォータの手法をとり、ジェンダー平等は停滞している。
- (6) フランスは、女性運動家が中心となり、メディアや社会党を巻き込み、ジェンダー平等を進めていった。現在は、パリテが政治だけでなく、経済分野に拡大し、社会的な流れとなっている。しかしながら、社会党政権への世論の支持率が極めて低く、ジェンダー平等への歩みは次期政権次第の側面が強い。スウェーデンは、ジェンダー主流化を選択したものの、具体的に進めるにあたり、方法論でつまづき、ジェンダー平等への歩みは停滞をしてしまった。しかしながら、2014年に社会民主党が政権に復帰してから、ジェンダー主流化を進めるための具体策が検討され、停滞期を脱している。両国において、ジェンダー平等は時の政権によりその歩みが左右される傾向が高いことがわかった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計5件)

三枝麻由美 シンポジウム「ジェンダー平等の今」(名古屋大学) 2017年2月3日、発表題目「ジェンダー平等社会への変容 - スウェーデンとフランスの事例」
Mayumi SAEGUSA, International

Association of Sociology (University of Vienna), 2016年7月11日, “Local Response to Paradigm Shift in Gender Politics: An International Comparison of Sweden, France, and Japan.”

三枝麻由美 日本女性学会(明治学院大学) 2016年6月19日、発表題目「ジェンダー・ポリティクスにおけるパラダイム・シフトへの対応 - スウェーデン、フランス、日本を比較して - 」

三枝麻由美 ワーキング・ウィメンズ・ネットワーク「働く女性の教養講座(ドーンセンター)」 2015年6月20日、発表題目「スウェーデンとフランスにおける男女共同参画」

Mayumi SAEGUSA, 8th Annual Nordic NIAS Council Conference (University of Iceland) 2014年10月15日, “Towards Gender Equal Societies: A Comparative Study of Japan, Sweden, and France.”

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

(1) ルンド大学(スウェーデン)のアジア研究科修士課程の日本研究専攻において、本研究に基づき、「Gender Equality in Japan」と題した授業を、平成26年度～平成29年度まで4年連続で行なった。

(2) 名古屋大学において、「ジェンダーの視点から考える21世紀の日本社会」と題した学部教養科目を毎年兼任で担当しているが、その授業の中でも、本研究成果を発表した。

(3) 平成29年度から、学部留学生向け教養科目でジェンダー平等に関する授業を開始し、本研究成果についても発表した。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

三枝麻由美 (SAEGUSA, Mayumi)
名古屋大学男女共同参画センター准教授
研究者番号：10359664

(2) 研究分担者 なし

()

研究者番号：

(3) 連携研究者 なし

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

Monica Lindberg Falk (LINDBERG FALK, Monica)

松村 祥子 (MATSUMURA, Shoko)

池本 美香 (IKEMOTO, Mika)